

周南市立小学校条例等の一部を改正する条例制定について

周南市立小学校条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市立小学校条例等の一部を改正する条例

(周南市立小学校条例の一部改正)

第1条 周南市立小学校条例（平成15年周南市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市立菊川小学校	周南市大字下上 88 番地
-----------	---------------

」

を

「

周南市立菊川小学校	周南市大字下上 80 番地の 1
-----------	------------------

」

に、

「

周南市立高水小学校	周南市大字樋口 288 番地の 1
-----------	-------------------

」

を

「

周南市立高水小学校	周南市大字樋口 288 番地
-----------	----------------

に、

「

周南市立八代小学校	周南市大字八代 877 番地の 3
周南市立鹿野小学校	周南市大字鹿野上 3054 番地

を

「

周南市立八代小学校	周南市大字八代 10877 番地の 3
周南市立鹿野小学校	周南市大字鹿野上 3054 番地の 1

に改める。

(周南市立中学校条例の一部改正)

第 2 条 周南市立中学校条例 (平成 15 年周南市条例第 81 号) の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市立鼓南中学校	周南市大字大島 880 番地
-----------	----------------

を

「

周南市立鼓南中学校	周南市大字大島 10880 番地
-----------	------------------

に、

「

周南市立菊川中学校	周南市大字上村 685 番地
-----------	----------------

を

「

周南市立菊川中学校	周南市大字上村 685 番地の 2
-----------	-------------------

に、

「

周南市立須々万中学校	周南市大字須々万本郷 362 番地の 5
------------	----------------------

を

「

周南市立須々万中学校	周南市大字須々万本郷 10362 番地の 5
------------	------------------------

に、

「

周南市立和田中学校	周南市大字埵 215 番地の 1
-----------	------------------

を

「

周南市立和田中学校	周南市大字埵 218 番地
-----------	---------------

に改める。

(周南市立幼稚園条例の一部改正)

第 3 条 周南市立幼稚園条例（平成 15 年周南市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市立八代幼稚園	周南市大字八代 877 番地の 3
-----------	-------------------

を

「

周南市立八代幼稚園	周南市大字八代 10877 番地の 3
-----------	---------------------

」

に改める。

(周南市立学校給食センター条例の一部改正)

第4条 周南市立学校給食センター条例（平成15年周南市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

周南市立高尾学校給食センター	周南市大字徳山 757 番地
----------------	----------------

」

を

「

周南市立高尾学校給食センター	周南市大字徳山 10757 番地
----------------	------------------

」

に改める。

(周南市立保育所設置条例の一部改正)

第5条 周南市立保育所設置条例（平成15年周南市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

周南市立勝間保育園	周南市大字呼坂 418 番地の 176
-----------	---------------------

」

を

「

周南市立勝間保育園	周南市大字呼坂 10418 番地の 176
-----------	-----------------------

」

に改める。

(周南市児童クラブ条例の一部改正)

第6条 周南市児童クラブ条例（平成15年周南市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

菊川小校区児童クラブ	周南市大字下上 88 番地の 1
------------	------------------

」

を

「

菊川小校区児童クラブ	周南市大字下上 80 番地の 1
------------	------------------

」

に、

「

高水児童クラブ	周南市大字樋口 288 番地の 1
---------	-------------------

」

を

「

高水児童クラブ	周南市大字樋口 288 番地
---------	----------------

」

に改める。

(周南市国民健康保険鹿野診療所条例の一部改正)

第7条 周南市国民健康保険鹿野診療所条例（平成15年周南市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「周南市大字鹿野上字サヤノ原 910 番地」を「周南市大字鹿野上字サヤノ原 10910 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市立小学校条例新旧対照表（第1条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市立菊川小学校	<u>周南市大字下上88番地</u>	周南市立菊川小学校	<u>周南市大字下上80番地の1</u>
(略)		(略)	
周南市立高水小学校	<u>周南市大字樋口288番地の1</u>	周南市立高水小学校	<u>周南市大字樋口288番地</u>
(略)		(略)	
周南市立八代小学校	<u>周南市大字八代877番地の3</u>	周南市立八代小学校	<u>周南市大字八代10877番地の3</u>
周南市立鹿野小学校	<u>周南市大字鹿野上3054番地</u>	周南市立鹿野小学校	<u>周南市大字鹿野上3054番地の1</u>

周南市立中学校条例新旧対照表（第2条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市立鼓南中学校	<u>周南市大字大島880番地</u>	周南市立鼓南中学校	<u>周南市大字大島10880番地</u>
(略)		(略)	
周南市立菊川中学校	<u>周南市大字上村685番地</u>	周南市立菊川中学校	<u>周南市大字上村685番地の2</u>
(略)		(略)	
周南市立須々万中学校	<u>周南市大字須々万本郷362番地の5</u>	周南市立須々万中学校	<u>周南市大字須々万本郷10362番地の5</u>
(略)		(略)	
周南市立和田中学校	<u>周南市大字埕215番地の1</u>	周南市立和田中学校	<u>周南市大字埕218番地</u>
(略)		(略)	

周南市立幼稚園条例新旧対照表（第3条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市立八代幼稚園	<u>周南市大字八代877番地の3</u>	周南市立八代幼稚園	<u>周南市大字八代10877番地の3</u>
(略)		(略)	

周南市立学校給食センター条例新旧対照表（第4条の改正）

現行		改正案	
（名称及び位置） 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		（名称及び位置） 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
周南市立高尾学校給食センター	<u>周南市大字徳山757番地</u>	周南市立高尾学校給食センター	<u>周南市大字徳山10757番地</u>

周南市立保育所設置条例新旧対照表（第5条の改正）

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
周南市立勝間保育園	周南市大字呼坂418番地の <u>176</u>	周南市立勝間保育園	周南市大字呼坂10418番地の <u>176</u>
(略)		(略)	

周南市児童クラブ条例新旧対照表（第6条の改正）

現行		改正案	
(児童クラブの名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		(児童クラブの名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
菊川小校区児童クラブ	<u>周南市大字下上88番地の1</u>	菊川小校区児童クラブ	<u>周南市大字下上80番地の1</u>
(略)		(略)	
高水児童クラブ	<u>周南市大字樋口288番地の1</u>	高水児童クラブ	<u>周南市大字樋口288番地</u>
(略)		(略)	

周南市国民健康保険鹿野診療所条例新旧対照表（第7条の改正）

現行	改正案
<p>（設置）</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により、診療施設を<u>周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地</u>に設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により、診療施設を<u>周南市大字鹿野上字サヤノ原10910番地</u>に設置する。</p>